議案第60号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

市川市長職務代理者 市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例 市川市手数料条例(平成11年条例第40号)の一部を次のように改正する。 別表土壌汚染対策法関係手数料の表に次のように加える。

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 の申請に対する審査	1件につき	120,000円
汚染土壌処理業者の合併又は分割の承 認の申請に対する審査	1件につき	120,000円
汚染土壌処理業の相続の承認の申請に 対する審査	1件につき	120,000円

別表消防法関係手数料の表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」に、「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」

を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」 に、[1,830,000円」を[1,940,000円」に、[2,140,000円] を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」 に、[5,570,000円]を[5,820,000円]に、[6,770,000円]を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」 に、 $\lceil 7, 250, 000$ 円」を $\lceil 7, 470, 000$ 円」に、 $\lceil 10, 700, 000$ 円」を「10,900,000円」に改め、同表製造所、貯蔵所又は取扱所の設置 の許可に係る完成検査前検査の項中「410,000円」を「420,000円」 に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を [730,000円」に、[920,000円」を[960,000円」に、 「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」 を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、 「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を [680,000円」に、[990,000円」を[1,030,000円」に、 「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」 を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000 円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、 $\lceil 4,650,000$ 円」を $\lceil 4,800,000$ 円」に、 $\lceil 9,100,000$ 円」 を「9,320,000円」に、「12,400,000円」 「12,600,000円」に、「17,000,000円」 「17,300,00円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱 所の保安に関する検査の項中「310,000円」を「320,000円」に、 「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を [750,000円」に、[960,000円」を[1,020,000円」に、 [1,210,000円」を[1,300,000円」に、[2,950,000円」を 「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、 $\lceil 4, 170, 000$ 円」を $\lceil 4, 460, 000$ 円」に、 $\lceil 2, 660, 000$ 円」を

「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表土壌汚染対策法関係手数料の表及び別表消防法関係手数料の表の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

土壌汚染対策法の改正により新たに汚染土壌処理業者の地位の承継に係る 承認の申請に対する審査事務を行うこととなることから当該審査事務に係る 手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の 改正を踏まえ危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等の事務に係 る手数料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。